

平成26年知内町議会第5回臨時会

- ◎ 招集年月日 平成26年9月1日(月)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年9月1日(月) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成26年9月1日(月) 午前10時05分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博
5番	敦澤良子		

- ◎ 会議録署名議員 4番 泉政栄 7番 谷口康之

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
(給食センター長)	大館光晴
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成26年知内町議会第5回臨時会議事日程

(第1号)

平成26年9月1日(月)午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1 第2		会議録署名議員の指名 4番、泉 政栄君 7番、谷口康之君 会期の決定について
第3	議案第1号	繰越明許(仮称)矢越山荘新築工事請負契約について
第4	議案第2号	知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。

お忙しい中、第5回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日、欠席の通告のあった議員はおりません。只今の出席議員数は、9人です。
定足数に達していますので、平成26年知内町議会第5回臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長(伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、泉政栄君及び7番、谷口康之君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎ 議 長(伊藤政博)

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出

がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成26年第5回知内町議会臨時会に議員の皆様には大変、お忙しい中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今臨時会に上程しております議案は、お手元に配付のとおり議案2件であります。

まず、議案第1号については、繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事請負契約についてであります。矢越山荘の建替工事にあたり、8月25日入札執行の結果、落札者との請負契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定についてであります。本町で進める木質バイオマス事業の中核施設であります木質資源貯蔵施設の管理運営を行う指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。議案の内容については、担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事請負契約について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第1号、『繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事請負契約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事請負契約について。

知内町工事請負条例第2条第2項の規定に基づき、指名競争入札に付した繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記と致しまして、1、契約の目的、繰越明許（仮称）矢越山荘新築工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,452万円。4、契約の相手方、函館市高森町3番20の高橋組・井川建設特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社高橋組、代表取締役社長、高橋則行。工期につきましては、契約の日から平成27年2月27日。

工事概要については、資料で説明致しますので、総務企画課資料1ページをお開きいただきたいと思っております。工事概要につきましてはであります。構造種別は、木造。建築面積、327.92㎡。延床面積289.98㎡。入札月日、平成26年8月25日。仮契約金額、仮契約の相手方、指名業者につきましては、そこに記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思っております。

なお、2ページ、3ページにつきましては、立面平面図を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

特定共同企業体ということで、地元の業者とタッグで組むわけですが、この工事は、主に高橋さんがするのか、井川建設がするのか、その割合というのはどの程度なの、主体的に動くのは。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明申し上げます。特定共同企業体、これは高橋組と井川建設共同で施工致します。施行割合、出資割合は70%と30%の出資をしながら、共同で施行と。高橋組70%、井川建設30%で、共同で施工致します。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

松前町で中学校、道南スギでやったということで、できるだけ地元の業者が参入にしやすいようにということで報道されていましたが、この程度の建物であれば、単独ということは考えられないんですか。要するに地元業者だけでタッグということは考えられないんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明申し上げます。木造住宅ですので、地元の業者さんでも施行に関しては問題ないかというふうには考えておりました。ただし、建設業法の中でですね、例えば、下請金額4,500万円以上は、特定建設業の許可が必要だとか、3千万円以上、下請を出すときには、管理技術者が必要だとかという要件がございます。その辺の要件を満たしている業者、町内においては、齊藤建設、井川建設、2社でございました。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

その条件を満たしているのが、齊藤建設、井川建設、2社ということでしょう。要するに井川は単独でもできるということなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

井川建設さんは単独でもできるかと思います。それで、今回に関しましてはですね、特定JVの広告を出しております。ですから、特定JVを組みたい業者さんについては、知内町に書類を出すというような広告を出しております、その結果が、齊藤JVと高橋組JVの2社でございました。ですから、この2社について今回、入札の参加をお願いしたわけでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そういう単独で入札要項を満たしているのであれば、なぜ、特定企業体を組まなければならないのか。ちょっと疑問なんですけれども、その辺は全く理由はわからないんですか。業者の都合ですよね。何があるんでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

答弁必要でないですね。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

関連してなんですけれども、今の説明ですとね、町の方から特定を公募したわけですね、そしたら、単独でやりたくてもやれないということでしょう。町で公募することとは。そういうふうに解釈できない。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今回の入札が全部、共同企業体じゃないと参加できないというような要件にはしてごさいません。特定企業体を組みたいというあくまでも先方の意思の尊重でございまして、これで例えばですね、特定の企業体が出てこなければ、また別の指名選考委員会の中で、別な指名業者になるのかもしれないということを考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

共同企業体を町が公募したということなんでしょう。公募したということは、はじめから単独ということは考えていなかったということでしょう。そういうふうには取れない。なんかちょっとこれいまいちわからない。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今回、7千万円から8千万円程度あるということでごさいます。そうしますと、例えば、企業規模によってですね、7千万円、8千万円の工事、やりきれぬ企業、やりきれぬ企業があると思います。これにつきましては、町の方の判断ではなく、業者さんの判断になりますので、選択肢を広げたと。単独でやりきれれば、特定JVの申請はないだろうというふうにごさいました。その結果、特定JVの申請が出てきましたので、それを受けての今回、入札でごさいます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

これ言っているのかどうかかわからないけれども、もし、間違ったら教えてください。今、こういう工事ができるというのは、町内に、固有名詞出します。齊藤建設と井川建設さんがありますよということで、あなた、今、言っているわけですね。逆にこの2社があるのであれば、わざわざ共同企業体を組まなくても、あなた方ができるでしょうと指導するのがあなた方の立場じゃないの。どうなんですかね、これは。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

指導というかですね、配置技術者の問題だとか、あと、抱えている仕事量だとか、その辺につきましては、業者さん個々、いろいろ考え方があると思います。ですから、一度、特定JVというような選択肢も広げながら、公募としたということでございますので、できるとか、できないとかというあたりについての指導は一切、考えてございませんでした。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質問ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

私はちょっと別なことで聞きたいのですが、今回、山荘を作るということで、これからですね、高齢者とか、身障者方に対する利用の発生もこれから十分、考えられると思うんですけども、その辺についてのいたわりというか、そういう人たちに対する健常者と同じように活動できるような形のをどういうふうなことを想定してやっているのか、もし、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のご質問の建物の使用でございますけれども、設計は函館市の山田総合設計さんをお願いしております、ご承知のように、小谷石地区の活性化のために、地区の方の利用もそうなんですけれども、町外の方のいろいろな利用ということも想定してございます。ただ、いざという際にもですね、地区の避難場所にもなり得るということで、あの地区、高齢者が多いものですから、基本的にバリアフリーということで、敷居だとか、足がつかずくようなことのないような設計の配慮をさせていただいています。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。4番、泉君。

◎ 4番（泉 政栄）

1つだけ質問させていただきます。知内町にこれから体験学習ですとか、それから、宿泊学習などで、外の町からも知内町に来てもらって、良さを知ってもらおうということで宿泊学習なども希望者があると思うんですが、矢越山荘の場合は、そのような希望があった場合の対応はどのように考えているか、ちょっとお聞き致します。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今の矢越山荘の形体としてですね、宿泊の考え方なんですけれども、基本的には、宿泊は想定しておりません。この辺、設計の段階でですね、消防だとか、いろいろ調整なり、確認をしているところなんですけれども、まず、今回の矢越山荘の基本的な使用の目的と言いますのが、地域振興のためのいろいろな場として活用いただきたいということではあるんですけども、現状、例えば、丸山登山の方、現実に今までの矢越山荘の中では、何か協力金というものを支払いして寝袋で泊まられているという実態は伺っております。ただ、今回、町が設置する建物としてですね、あのようなものをやった際に、宿泊というのは、やはり民間の民宿3件ございますので、できるだけそちらの方をご利用いただきたいというふうに考えてございます。ただ、例外的にですね、例えば、幼稚園ですとか、小学校とか、学校の中で宿泊だとかということは、

例外的に各学校では授業としてやられているんですけれども、その辺というのは、施設の例外的な利用ということですね、消防法上のいろいろなこともクリアしながら、完全に宿泊は100%だめということは想定しておりません。本当に例外的なことはありうるとは考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

これだけの施設がありながら、今、完全に100%宿泊は考えていないということはないという答えだから、例外的にそのような使い方もできるんだと思うんです。これだけの施設があれば、例えば、子どもたちが大勢、雑魚寝という形になるんだろうけれども、体験、宿泊学習などをしてもとても良い経験になると思うので、100%使わないというのは、大変、非常にもったいないと思うので、今、質問させていただきました。是非、100%宿泊に使わないということではなくて、是非、使うように進めていってほしいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

先ほどお伺いした地元に2社の今回、この要件を満たしている業者がいるとすれば、その2社が組むか、または、それぞれ地元の業者が組むか、出資割合が7・3ということで、5千万円持っていかれるんですよ、正直なところね。これだけの事業、何のためにやるのか、町の発展のためにやるわけですから、それを業者が活用しない、今まで木質バイオだとか、いろいろやってきましたけれども、地元の業者を優先にしてという考え方は町長もありました。なぜ、こういう大規模なものが地元の業者優先でできないのか、不思議でなりません。確かに町の指導はできないのかもしれませんが、それぞれやっぱり業者間の中で、あらゆる情報は吸収してこの結果だったのかなという、いろいろ事情はあったにせよ、その5千万円某が町外に出るとするのは、本当にいたしかえしでなりません。2社、指名の資格の要件がクリアしているのであれば、やっぱり町内に優先的にそのお金を落とす使い方をすべきだろうと思いますので、これには反対させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、これから採決を行います。

採決は起立によって行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数。よって、本案は原案のとおり決定することになりました。

● 議案第2号 知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第2号、『知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案第2号、知内町木質資源貯蔵施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記と致しまして、1、公の施設の名称、知内町木質資源貯蔵施設。2、指定管理者の名称、SBフォレスト。3、指定期間、平成26年10月1日から平成32年3月31日までです。なお、指定管理者の概要につきましては、産業振興課説明資料に掲載しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上、議案の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

説明資料の1ページを見ますと、この前の協議会のときのデータなんですけれども、これから28年度に対しては、約20万円の生産量ということが発生する形になりますけれども、その辺について町内外のバイオマスの熱量施設、売先をある程度確保するというを説明資料に謳っているんですけれども、その辺について、もう少し具体的な内容というものをお知らせ願うことはできないのでしょうか。もし、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。道内の方で木質バイオ発電を計画しているという情報がありまして、稼働につきましては、来年度から江別・苫小牧の方で稼働するという情報を得ておりまして、この業者さんの方につきましても、その辺の情報を掴んでおりまして、そちらの方に働きかけていくということになっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

働きかけていくということは、まだそれは確定しているわけではないということ、今の段階です。ただ、これを謳ってしまっているということを見ますと、結局、今回の私は施設はですね、一番最初は私うちの町の重油よりも、木質バイオ、チップでやるということは、無駄な除間伐だとか、未利用の木材の有効活動ということで、私はそのために、うちの庁舎をやってみたいということで私は理解したんですけれども、販売ということ、営業になりますとですね、やはり商売になりますので、やはり

売る方も買う方もですね、売る方はやはり少しでも高く売りたい、買う方は少しでもコスト安く抑えたいということで、一応、そういう商売の原理が働くと思うんですけども、今回のちょっと違う資料を見ますとですね、発電所とかそういう形の木質バイオをやりますと、やはりそういう携わっている山の持ち主、それから、林産業の業者、それから、そういう利用する方のお互いの3者とか、森林組合とかあるんですけども、そういう形の人ですね、やはりそういう競争原理とかという形になりますと、お互いの自分たちの商売とかメリットがなくなってしまうと、結局、価格競争になってしまって、お互いに有効な自分たちの発展とか、商売のそういうものになかなか結び付いていかない、無駄になってしまうというような結果が何か出てるような資料もあるものですから、その辺について、町としてはどのような形でそういうものを出さないような形で進めていくのか、もし、考えがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほどの質問の中でですね、働きかけているという私、表現しましたけれども、今、事業計画表を見ますと、先ほど言いました、江別と苫小牧の方の工場にですね、運ぶ計画の事業計画になっておりますので、訂正願います。今のご質問についてですけども、前にもご説明しましたけれども、この事業体の方に森林組合も入っておりますので、こちらの方につきましては、地元の材の原料の収集等をですね、考えておまして、それは安定的に供給していただいて、有効活用するという計画になっておりますので、ご理解願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

運ぶということは、ちょっと今、言い方変ですけども、運ぶということは、こちらから運ぶんですか、それとも、あちらの方から大きい車で溜まったものを常に取りに来て運ぶのか、その辺について、コストのあれが全然違ってくるんですけども、その辺、どうなっているんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

それはチップのことでしょうか。原料のことですか。

◎ 7番（谷口康之）

原料の方。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

原料ですか。原料は、前にも説明しましたけれども、まず、こちらの知内町、あとこの4町、あと渡島管内をまず、想定しておりますので。原料ですよ。

チップのことですか。チップにつきましては、こちらの方で作しまして、運搬費込みの料金を設定して売るという事業計画になっておりますので。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そういうふうになりますと、だいたいこっちから運ぶということになれば、やっぱりある程度、輸送コストの部分を考えますと、町と言いますか、この辺のSBフォレストという形で、1 m³といたらいいのか、1 トンといたらいいのか、その辺、どのような単価を想定して考えているのか、もし、わかるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。チップにつきましては、平成29年からの価格としまして、運搬費込みで1 m³、4,400円で事業計画が上がっております。

◎ 議長（伊藤政博）

最後。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

私の見た資料でありますと、やっぱり4,400円というのも一般的にこういうことでまずやっているところは、だいたい1 m³で6,500円くらいの単価を取っているみたいなんですよね。その辺について、かなり私、安いのかなと思うんですけども、その辺についての採算ベースというのものはやっぱり計算して、その辺の形で本当に間に合うという形で理解してよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。利用料金等につきましては、毎年ですね、事業者の方から町の方に相談がありますので、そちらの方で収支等ですね、勘案しながら決定していきまじけれども、今の時点での5年間の計画につきましては、先ほど言った1 m³、4,400円で収支が合うという計算となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

確認ですけれども、1 m³、4,400円、これ5年間の契約ということで、先ほど来、説明ある江別・苫小牧、今、こっちにも売り契約が結ばれたということで、要するに商売ですから、多少、価格の取引の浮き沈みというのはあるだろうと思うんですけども、町の場合は、この低価格で5年間維持するという考え方でいいですか。見直しは5年後ということですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。町へのチップの供給の値段につきましてはですね、まず最初、取り始めは、1 m³、6千円を予定しておりました。そして、毎年、下げていってですね、最終的には、30年には1 m³、3千円の計算の事業計画になっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

今、3番の方から町で値段設定するのではない、だから、困るんですよ。だから、

業者が要するに毎年、その需要が高まれば、その1㎡の単価も多分、上がってくるんだらうなと思うんです。必要量が増えれば、売量より。そういう面で、町の価格も将来、つり上がる可能性はないのか。それとも、5年間、そうやって毎年、下がるような計画ですけれども、それが逆転現象で、逆に高くなる可能性というのはないのか、町とすれば、ある程度、安定した価格でしばらくほしいわけですよ、その辺の考え方というのは、契約の中で要するに5年間町と契約する場合は、単価はこのくらいという価格を決めて契約するのか、毎年、そうやって計画では確かに下がったような計画がありますけれども、その都度、毎年の契約になるのか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

先ほども言いましたとおり、まず、事業計画5年間出てきておりますけれども、これはあくまでも予定ですので、毎年、料金につきましてはですね、町の方にご相談があつてですね、決めていくと。収支があまり良好だとですね、やっぱりチップの価格を下げていただくとか、そのような手法でですね、考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ですから、上がる可能性もあるということで理解していいですか。要するに毎年、相手の収支見合いもあるんでしょうけれども、要するに価格は毎年、契約ということで理解していいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。ですから、収支がむしろ、黒字がですね、何千万円にもなった場合には、やっぱり下げていただく。いくらチップの価格が道内的に高くなってもですね、それは公の施設を利用しているということで、下げていただかなければなりませんので、その辺、ご理解いただきたいと思ひます。

◎ 議長（伊藤政博）

お互いに言っていること意味わかってないね。ちょっと休憩します。

（ 休憩 午前10時00分 ）

（ 再開 午前10時04分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

1番、よろしいですか。質問。ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。平成26年知内町議会第5回臨時会を閉会します。
どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午前10時05分 ）